

身体拘束の適正化に関する指針

社会福祉法人共生

就労継続支援B型事業所 障害者支援センター「よつばの里」

共同生活援助事業所 グループホーム「よつばの里」

1 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳を阻むものです。私たちの事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケア・支援の実践に努めます。

2 身体拘束適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

私たちの事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかし、以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、十分な検討を行ったうえで、本人・家族への説明・同意を得て、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束その他の行動制限の必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動、尊厳ある生活環境の保持に努めます。

② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。

③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供します。

④ 利用者の安全確保を理由に、安易に自由を妨げるような行為は行いません。

⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

3 身体拘束適正化のための組織体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

法人内に身体拘束の適正化のため「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

なお、本委員会は、「虐待防止に関する規程」に基づき法人の経営会議に設置している「虐待防止委員会」に併設する組織として運営するものとします。

(2) 委員会の目的

- ① 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握、改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討・手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員への指導

(3) 委員会の構成員

「虐待防止委員会」と同じ構成員とします。(理事長が委員を指名)

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命・身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会での検討

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会において拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所及び解除に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合は、事前に利用者・家族等と拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態等を説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様子、心身の状況、やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを具体的に記録することとします。また、当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法について再検討していきます。

なお、当該記録は、5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(4) 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者・家族等に報告します。

【社会福祉法人共生における身体拘束禁止の具体的な行為】

- ① 自由に動けないように車椅子やベッドに縛り付ける。
- ② 自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③ 手の機能を制限するために、ミトン型手袋を付ける。
- ④ 行動を規制するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑤ 転倒や自傷行為によるケガを防止するために、ヘッドギアを着用させる。
- ⑥ 職員が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑦ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑧ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑨ 利用者の意志を無視して無理に従わせる。

5 職員の教育・研修

法人が運営する全ての事業所の職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、法人ホームページに掲載するなど、積極的な情報提供に努めます。

附 則 この指針は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 この指針は、令和4年4月1日から施行する